

奈良県教育委員会教育長訓令第六号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程

(趣旨)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(申告)

第二条 条例第四条第三項の規定により申告しようとする職員は、申告簿兼割振り簿（第一号様式）を教育長が別に定めるところにより提出するものとする。

2 条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員は、申告簿兼割振り簿及び養育又は介護の状況申出書（第二号様式）を教育長が別に定めるところにより提出するものとする。

3 職員は、前二項の規定により申告した内容を変更するときは、申告簿兼割振り簿を教育長が別に定めるところにより提出するものとする。

4 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員であつて、同項各号に掲げる職員に該当しなくなったものは、養育状況等変更届（第三号様式）を教育長が別に定めるところにより提出しなければならない。

5 職員は、総務事務システム（奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第二条第四号に規定する総務事務システムをいう。以下同じ。）により前各項の規定による提出を行うものとする。ただし、総務事務システムにより申告することができない場合にあつては、教育長が別に定めるところにより申告を行うものとする。

（共通する勤務時間）

第三条 条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時まで（次条に規定する休憩時間を除く。）とする。

2 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時まで（次条に規定する休憩時間を除く。）とする。

（休憩時間）

第四条 条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、一時間とする。

（その他）

第五条 この規程に定めるもののほか、条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

申告簿兼割振り簿

(所属)	(職氏名)	(本人印)
------	-------	-------

申告年月日	年 月 日			
割振年月日	年 月 日			
決裁年月日	年 月 日			
決 裁 欄				

☐勤務時間条例第4条第3項関係

☐勤務時間条例第4条第4項関係 (単位期間 週間)

	年月日	申告			割振り			備考	割振り後の変更の申告					割振り後の変更の割振り					備考
		始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数		始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告年月日	本人印	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	割振年月日	所属長の印	
第一週		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
	小計	時間 分			時間 分				時間 分					時間 分					
第二週		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
	小計	時間 分			時間 分				時間 分					時間 分					
第三週		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
	小計	時間 分			時間 分				時間 分					時間 分					
第四週		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
		時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時間 分			
	小計	時間 分			時間 分				時間 分					時間 分					

週休日とする日の勤務時間数欄には、「00時間00分」と記入する。

第2号様式（第2条関係）

養育又は介護の状況申出書

（ 年 月 日提出）

所 属

氏 名

印

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに

係る

☐ 子の養育	】	の状況を申し出ます。
☐ 要介護者の介護		

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名

（職員との同居又は別居の別 ☐ 同居 ☐ 別居）

（続柄等： ）

(2) 子の生年月日 年 月 日生（☐出産予定日）

(3) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2) 子の生年月日」及び「1(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。

なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合は、「子の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」の☐にレ印を記入する。

また、子を養育するために申し出る場合は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等の写し）を添付する。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

第3号様式（第2条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

所 属 長 殿

所 属

職・氏名 ㊟

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに係る（ ☐ 子の養育 ☐ 要介護者の介護 ）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日（発生予定日）

年 月 日